

全日本中学生ホッケー選手権大会 内規事項

平成28年2月 (公社)日本ホッケー協会中学校部会

1. 全国大会参加資格について

○当該年度において、(公社)日本ホッケー協会へ中学校単位(中学校名)で登録を完了し、本大会参加の際は、学校長の承認が得られるチーム。ただし、人数の関係で合同チームを編成して参加する場合は、次の①～⑦の条件をすべて満たしているチームとする。

①(公社)日本ホッケー協会に登録を完了した学校(チーム)の合同チームであること。

②各都道府県中学校体育連盟に加盟しているチームは、各県の合同チームに関する規定(規約)等に則り編成されたチームであること。

*ただし、レンタルによる合同チームは日本中体連の規定に合わせ承認しない

③合同チームとして組織的・計画的に練習等を行っていること。

④本大会参加の際は、当該校すべての学校長の承認が得られること。

⑤チーム名は学校名の列記とし、チームの所在が分かる名称とする。

⑥合同チームにおける「監督」「コーチ」の氏名・職名・所属校を明記する。

*なお、「監督」は、いずれかの学校の教員とする。

⑦合同チームを希望する場合、毎年5月第3週末までに、(公社)日本ホッケー協会中学校部会事務局に常任委員を通して申請し、常任委員会で承認を得ること。

※クラブチーム形式(学校長の承認が得られないチーム等)での参加については、(公財)日本中学校体育連盟の動向を見ながら、(公社)日本ホッケー協会中学校部会常任委員会で検討する。

2. 全国大会参加チーム数について

(1) 参加チーム数は、男女各24チームとする。

(2) 地元推薦チームは、男女各1チームとする。

(3) 残りの男女各23チームについては、前年度12月末の時点において、上記「1. 大会参加資格」を持ち、ブロック予選もしくは各都道府県予選など出場したチーム数により、各ブロックに比例配分する。ただし、大会参加資格を持つチームがブロック内にある場合は、最低1チームを優先的に配分する。なお、「中学校部会登録料」未払いのチームは除外し比例配分する。

(4) 以上により、各ブロックの参加数については、前年度末に常任委員会で決定する。ただし、各ブロックの都合により参加枠の全部または一部を返上した場合には、その取り扱いを常任委員会で決定する。

(5) 各ブロックで大会を実施し、決定された各ブロックの参加数にしたがって参加チームを決定する。なお、各都道府県毎の参加チーム数の上限は2とする。

*地元推薦チーム(開催地枠)は各都道府県の上限2とは別枠とする。

(6) ブロックは、北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州の9つとする。

3. 全国大会開催地決定について

大会開催の3年前の年度末の時点において、以下の方法により常任委員会で本大会開催地を決定する（具体的には：平成27年度末の時点で、平成30年度までの開催地について決定する）

(1) 開催を希望する都道府県がない場合

(公社)日本ホッケー協会中学校部会事務局が中心となり、(公財)日本中学校体育連盟の全国大会の開催ブロック等を考慮して依頼する。

(2) 開催を希望する都道府県が1都道府県のみの場合

基本的に開催希望都道府県に依頼する。

(3) 開催を希望する都道府県が複数ある場合

次の①～⑤の順に検討をし、開催地を決定する。

①(公財)日本中学校体育連盟の全国大会の開催ブロックである。

②同一会場で4コート確保できる。(人工芝が望ましい)

③宿泊施設へのアクセスが1時間以内である。

④開催にあたり大会実行委員会組織・運営能力がしっかりしている。

⑤開催地にとって大会開催が追い風となる。(ホッケー場の新設や各種大会誘致やリハーサル大会となる・・・など)

※参考事項

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
全中大会	北信越	九州	中国	近畿	東海	関東
本大会	秋田県	大分県	島根県	(滋賀)		(埼玉)
高校総体	鳥取県	山形県	東海	南九州	北関東	
国体	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県
スポ少	埼玉県	山口県	富山県	栃木県		

▲東京五輪

4. 全国大会組合せ抽選について

(1) 3チームにより予選リーグを行い、その後、各ブロック上位2チーム(計16チーム)による決勝トーナメントを行う。

(2) 予選リーグの組合せは、次のことを考慮する。

①各ブロックの1位と開催地チームを同一リーグに入れない。

(ただしH26年度は四国ブロックが加わり8ブロック+開催地=9となるため、1つのリーグは第1シードチームが2つ入る)

②同一ブロックは、同一リーグに入れない。

(3) 決勝トーナメント一回戦は、予選リーグ1位と2位のチームが対戦するようにする。

5. 本内規事項は、平成23年度の大会より適用する。